

登記所備付地図の作成について（お知らせ）

岡山地方法務局

◇ 地図作成のお知らせ

岡山地方法務局では、平成30・31年度の事業として、**岡山市北区津島京町二丁目、津島京町三丁目、津島笹が瀬、津島中三丁目、津島西坂一丁目、津島西坂二丁目、津島西坂三丁目、津島福居一丁目、津島本町**のそれぞれ一部の地区において、新しく正確な地図を作成するため、作業を行っています。

◇ 作業期間等

作業期間 平成32年3月末まで

計画機関 岡山地方法務局

作業実施機関 公益社団法人岡山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

◇ 地図作成の目的

不動産登記法は、皆様の大切な財産である不動産について、その物理的状況（土地であれば、地番、地目、地積等）や所有権などの権利関係を登記簿に記録し、これを公示することによって、財産の保全と取引の安全を図ることを目的としています。また、登記簿だけでは、登記されている土地の位置を明らかにすることができないため、不動産登記法は第14条第1項で登記所に地図を備え付けることとしています。

現在、登記所に備え付けてある地図に準ずる図面（いわゆる公図（切り図））の中には、土地の位置や形状を現地に復元できるほどの精度がなかったり、現地と一致しないものがあるため、新しく地図を作成しようとするものです。

◇ 地図作成の効果

この作業で作成する地図は、国家基準点に基づいた測量により作成されますので、土地の位置や区画等を特定することができ、筆界に関する争いを未然に防ぐことができるとともに、筆界の標識がなくなるなどして土地の筆界が分からなくなった場合であっても、地図に基づいて土地の筆界を復元し、特定することができます。また、地目（宅地、畑等）や地積（土地の面積）が登記所の登記記録と異なる場合は、登記所において職権により、地目や地積の変更登記（現況と登記記録を一致させる登記）を行います。

◇ 測量等の費用

測量に要する費用は無料です。地元自治会又は個人による負担はありません。なお、交通費・日当等の筆界確認に立ち会っていただく経費やコンクリート杭の埋設を希望される場合の費用については、所有者のご負担となります。

◇ お問い合わせ・連絡先

※ 平成31年3月まで

〒700-8616 岡山市北区南方1丁目3番58号

岡山地方法務局 不動産登記部門 地図整備・筆界特定室

TEL（086）224-5729（直通）

（開庁時間 8：30～17：15 土・日・祝日を除く）

※ 平成31年4月以降

地図作成地域近隣に現地事務所を開設する予定です。